

金融経済環境

平成18年度の日本経済は、世界経済の持続的拡大を背景とした好調な輸出に支えられ、全体としては緩やかな回復が持続しました。企業収益も輸出や設備投資が順調で、高水準で推移しました。雇用情勢も緩やかに改善されましたが、雇用者所得の回復力に弱さがみられ、個人消費は、年後半から横ばいで推移しました。

佐賀県内においては、企業収益は製造業の牽引により、全体で増収増益の見込みとなり、個人消費にも持ち直しの動きがみられました。また、雇用情勢も厳しさはみられるものの、緩やかに改善の動きが続きました。

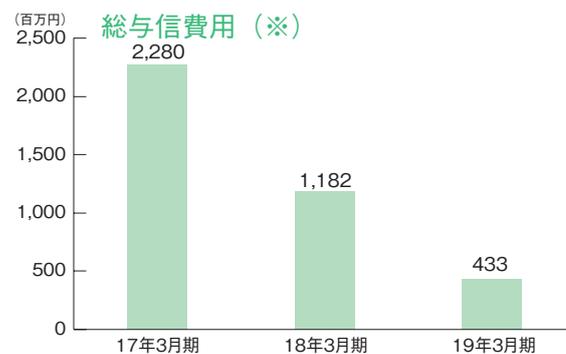
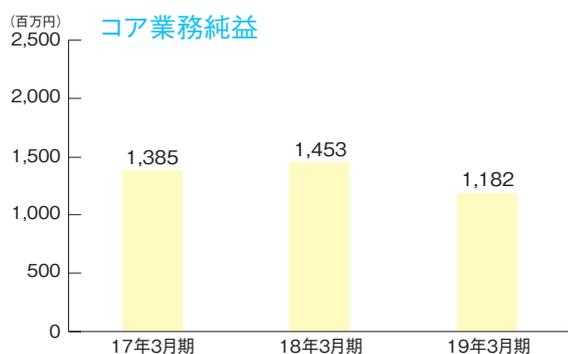
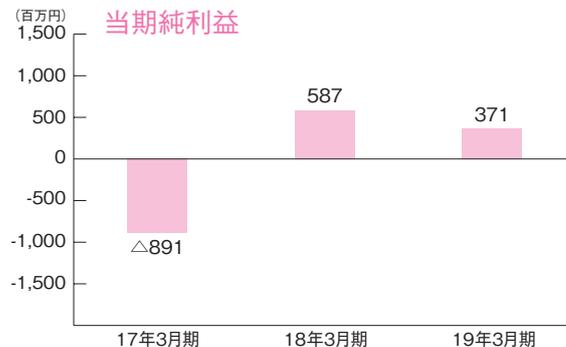
金融面では、日本銀行が、平成18年3月の量的緩和政策の解除に続き、7月に「ゼロ金利政策」を解除、平成19年2月にも政策金利を引上げ、短期金利が上昇しました。

営業の概況

収益の状況

平成18年度決算は、創業以来の最高益となった前年度に引き続き、当期純利益371百万円の黒字を確保いたしました。資産の健全化を高めるための不良債権処理額等の総与信費用も順調に減少しております。

● 損益状況と不良債権処理額の推移



※総与信費用＝不良債権処理額＋一般貸倒引当金繰入額

投資信託や個人年金保険の販売により役務収益は増加となりました。しかし、地域経済の本格回復が遅れているなか、貸出金残高が減少し、貸出利回りも、平成18年下期には上昇に転じましたが、個人ローンの減少や佐賀県内での金融機関間の競争激化もあり、通期では低下し、貸出金利息は減収となり、資金運用収益が減少しました。その結果、経常収益は、前年度比3億7千7百万円減少の69億3千2百万円となりました。

経常費用は、預金利回りの上昇等により、資金調達費用が増加しましたが、一般貸倒引当金の取り崩しにより、前年度比3億3千4百万円減少の59億3千7百万円となりました。

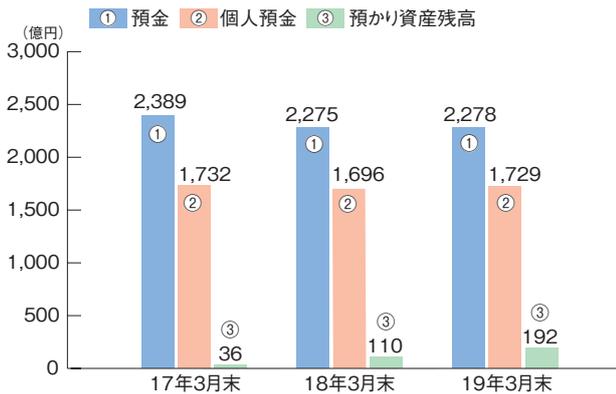
この結果、経常利益は、前年度比4千3百万円減少の9億9千4百万円で、当期純利益は、前年度比2億1千6百万円減少の3億7千1百万円となりました。

預金・預かり資産・貸出金の状況

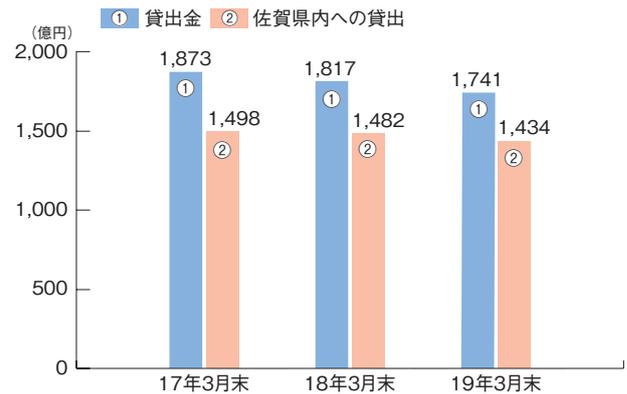
預金につきましては、法人、公金預金は減少しましたが、個人預金が増加し、全体で前年度比3億円増加し2,278億円となりました。預かり資産は82億円増加し192億円となり、順調に推移しています。

また、貸出金は、無担保ローンを中心とした個人ローンの減少に加え、環境が悪化している建設業と貸金業への融資残高が減少となり、前年度比76億円減少し1,741億円となりました。このうち、佐賀県内向け貸出金は、1,434億円となりました。

● 預金、個人預金及び預かり資産残高の推移

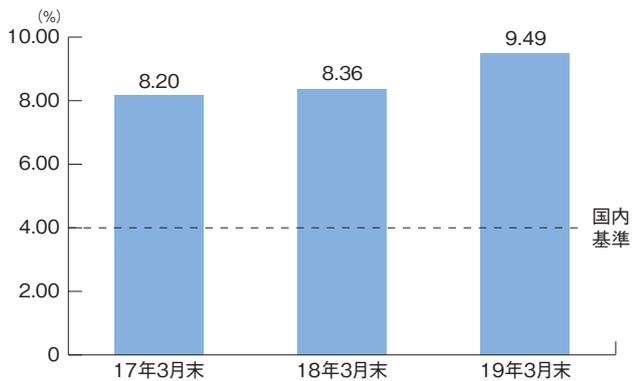


● 貸出金及び佐賀県内貸出残高の推移



自己資本比率の状況

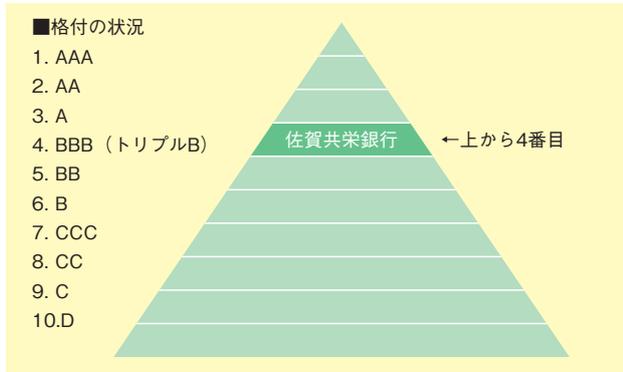
平成19年3月末時点での自己資本比率は9.49%となりました。平成18年3月末の自己資本比率8.36%から、1.13%上昇しました。永年に亘り国内基準（4%）の2倍以上を確保しており、経営の健全性は高く安心してお取引いただける水準にあります。



※自己資本比率とは総資産に対する自己資本（資本金や引当金等）の割合を示すもので、金融機関の財務内容の健全性を判断する重要な指標となっています。海外に営業拠点のある銀行は**8%以上（国際統一基準）**、当行のように海外に営業拠点を持たない銀行は**4%以上（国内基準）**を維持することが義務づけられています。（平成19年3月期より新しい自己資本規制、いわゆる新BIS規制（バーゼルⅡ）が導入されました。）

格付取得のお知らせ

当行は、株式会社日本格付研究所より長期優先債務の格付「BBB」(トリプルBフラット)を受けています。「BBB格」は、株式会社日本格付研究所の格付等級(10段階)の上から4番目にあたり、格付見通しは安定的であると評価されています。



【格付、長期優先債務とは】

格付とは、企業などが発行する債券の債務履行の確実性について、公正な第三者機関である格付機関が評価して、それを記号で表したものです。

また、長期優先債務とは、発行体の債務全体を包括的に捉え、その債務履行能力を評価したものです。

不良債権の状況

平成18年9月期において、地域経済の本格回復が遅れ、不良債権残高は平成18年3月期比12億9千万円増加し、不良債権比率も7.09%に上昇いたしました。その後、不良債権の処理を進め、平成19年3月期の不良債権の残高は、前年度比6億4千6百万円増加の121億1千5百万円、不良債権比率は、6.91%となりました。必要な貸倒引当金の計上等により、保全には万全を期しております。

金融再生法に基づく開示基準による資産内容

(単位：百万円)

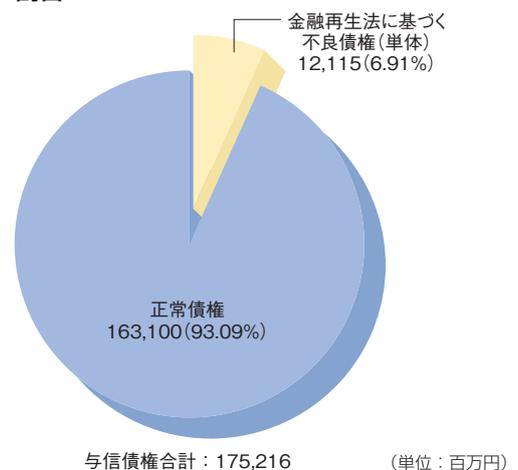
	19年3月末				
	債権残高 (A)	担保等による 保全額(B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D=B+C)	保全率(%) (D/A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,444	1,982	1,461	3,444	100.00
危険債権	6,402	3,812	2,275	6,087	95.08
要管理債権	2,268	1,228	485	1,714	75.55
合 計	12,115	7,023	4,222	11,246	92.82

金融再生法に基づく開示債権の合計12,115百万円の開示対象債権に占める割合6.91%

●不良債権(金融再生法開示基準)の推移



●金融再生法開示債権の開示対象資産に占める割合



金融再生法に基づく開示基準の概要

- ◆開示対象債権 …………… 貸出金、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金、貸付有価証券
- ◇破産更生債権及びこれらに準ずる債権 …… 経営が破綻した取引先への債権
- ◇危険債権 …………… 経営状態が悪化し、経営は破綻していないまでも約定どおりに返済できない可能性が高い取引先への債権
- ◇要管理債権 …………… 元金または利息の支払が3カ月以上遅れている貸出金と、貸出条件を緩和している債権(上記2債権を除く)